

「北粉浜小学校安心ルール」

＜基本的な考え方＞

- 北粉浜小学校 安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚することを目的として作成したものです。
- 日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、一人一人がルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

| | 学習の時に | 他の子に対して | 教職員に対して | その他のルールとして | 学校等が行うことができる対応 |
|----------|--|--|--|--|---|
| 目標とすること | <ul style="list-style-type: none"> ・時間がかかっても最後まで学習をやりとげる ・意見や考えを積極的に伝える ・友だちの意見を聞き、自分の意見と比べ、考えを深める ・主体的に学習に取り組む ・自主学習を進んで行う | <ul style="list-style-type: none"> ・友だちのよいところを見つける ・友だちが困っていたら相談にのる ・友だちの意見や考えを尊重する ・互いに高め合える言葉がけや行動をする ・協力して活動する | <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活が楽しくなるためにすべきことを考え実践する ・授業中のルールを自ら考え実践する ・元気よく挨拶・返事をする ・約束を守り、正直である | <ul style="list-style-type: none"> ・身だしなみや規則正しい生活習慣を身につける ・時間やきまりを守る ・廊下や階段は右側を歩く ・みんなが使う場所や道具を大切にする ・係活動や当番活動、委員会活動の仕事を進んで行う | <ul style="list-style-type: none"> ・「いいとこみつけ」の取り組みを進め頑張ったことや広めたいことを紹介する ・よいことやさらに高めたいことを話し合う ・安全教育・防犯教育・防災減災教育・情報モラル教育など、課題に即した教育活動を充実させる ・挨拶運動を設ける ・幼・小・中・地域合同防災訓練の実施 |
| 基本的な約束ごと | <ul style="list-style-type: none"> ・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・進んで勉強に取り組む | | | | |
| 対応が必要なこと | <ul style="list-style-type: none"> ・授業時間におくれる ・授業中に立ち歩く ・授業のじやまをする ・授業に関係のない話を自由にする | <ul style="list-style-type: none"> ・からかう、無視する ・友だちの物を勝手に使う ・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・怖がるようなことをしたり言ったりする | <ul style="list-style-type: none"> ・話を聞こうとしない ・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる | <ul style="list-style-type: none"> ・物を大切にしない ・校内の物に落書きをする ・学校の物を断りなく使う ・学校の物をこわす ・お金のトラブル | <ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・個別指導 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動 |
| | <p>上記以上の対応が必要とされる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事・関係諸機関と連携し、対応について協議して問題解決に当たる。</p> | | | | |

※この「北粉浜小学校 安心ルール」の内容は、大阪市教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルから学校の実情に応じた内容のみ抜粋し運用しています。

※「学校等が行うことができる対応」については、児童一人一人の状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、場合によっては、保護者の方にも連絡・報告・連携し、学校の判断で適切な処置や問題解決への対応をすることがあります。

※関係諸機関（SSW・SC・子ども相談センター・区役所・警察・民生委員・主任児童委員・市教委など）と連携し、児童に寄り添い問題解決に当たります。